

河野太郎 防衛大臣 殿

2019年12月19日

改憲問題対策法律家6団体連絡会

社会文化法律センター	共同代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団	団 長	吉田 健一
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議 長	北村 栄
日本国際法律家協会	会 長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会 長	佐々木猛也
日本民主法律家協会	理 事 長	右崎 正博

要 請 書

1 要請の趣旨

- (1) 自衛隊の護衛艦を、オマーン湾、アラビア海北部、イエメン沖のバベルマンデブ海峡に派遣する防衛大臣命令を発令しないこと。
- (2) 現在、海賊対処任務でジブチに派遣されている自衛隊の哨戒機を、上記海域に派遣する防衛大臣命令を発令しないこと。

2 要請の理由

政府は、防衛省設置法第4条1項18号の「調査・研究」を法的根拠に、自衛隊のヘリコプター搭載可能な護衛艦1隻をオマーン湾、アラビア海北部、イエメン沖のバベルマンデブ海峡に派遣することを閣議決定し、現在、ジブチで海賊対処の任務に当たっているP3C哨戒機2機のうち1機を上記海域に派遣するとしている。

しかし、以下に述べるように、「調査・研究」を法的根拠に自衛隊を海外に派遣することは、憲法9条の平和主義及び民主主義の観点から許されないし、軍事的緊張状態にある中東地域に自衛隊を派遣することは、自衛隊が紛争に巻き込まれ、武力行使の危険を招くものであり、憲法9条の平和主義に反するものである。

(1) 法的根拠を防衛省設置法の「調査・研究」に求めることの問題

政府は、今回の自衛隊派遣の目的を情報収集体制の強化だとし、その法的根拠を防衛省設置法第4条1項18号の「調査・研究」としているが、この規定は防衛大臣の判断のみで実施でき、しかも、条文は抽象的で、適用の例示もないことから拡大解釈の危険が指摘されてきたものである。

憲法9条が「戦力」の保持を禁止し、自衛隊の違憲性が指摘される中で制定された自衛隊法は、自衛隊の任務・行動及び権限を第6章と第7章で個別に限定列挙しており、こうした自衛隊の任務・行動については一定の民主的コントロールの下に置いている。これに対して、今回の自衛隊派遣の根拠とする「調査・研究」の規定は、自衛隊の「所掌事務」を定めた組織規程であって、どのような状況で調査・研究を行うかなど、その行動及び権限を何ら具体的に定めていない。そのため、派遣される自衛隊の活動の内容、方法、期間、地理的制約、装備等については、いずれも白紙で防衛大臣に委ねることになり、このことは、閣議決定で派遣を決定したとしても、本質的に変わらない。

また、自衛隊の海外派遣という重要な問題については、本来、国会の関与とチェックが必要であるが、それも一切ないままで、しかも、臨時国会閉会後のタイミングで閣議決定を行うことは、民主主義の観点から許されない。

(2) 自衛隊の海外での武力行使・戦争の現実的危険性

政府が、自衛隊を派遣するオマーン湾を含むホルムズ海峡周辺海域、イエメン沖のバベルマンデブ海峡は、軍事的緊張状態が続いており、米軍を主体とする「有志連合」の艦艇が展開している。しかも、日米ともに「緊密な連携」と「情報共有」を明言していることから、派遣される自衛隊が形式的に「有志連合」に参加しなくても、実質的には近隣に展開する米軍などの他国軍と共同した活動は避けられなくなり、以下のような憲法9条に違反する武力行使・戦争の危険がある。

ア 自衛隊が収集した情報は、米国をはじめ「有志連合」に参加する他国の軍隊とも共有することになるため、緊張の高まるホルムズ海峡周辺海域で、軍事衝突が起こるような事態になれば、憲法9条が禁止する「他国の武力行使との一体化」となる恐れがある。

イ 行動中に、日本の民間船舶に対して外国船舶（国籍不明船）による襲撃があった場合、海上警備行動を発令できるとしているが、その場合、任務遂行のための武器使用や強制的な船舶検査が認められていることから、武力衝突に発展する危険がある。

ウ 2015年に成立した安保法制の下での危険性

- ① 軍事的緊張状態の続くホルムズ海域周辺海域に展開する米軍に対する攻撃があった場合、自衛隊は、米軍の武器等防護を行うことが認められており、自衛隊が米軍と共同で反撃することで、米国の戦争と一体化する恐れがある。
- ② こうした事態が進展し、ホルムズ海峡が封鎖されるような状況になれば、集団的自衛権行使の要件である「存立危機事態」を満たすとして、日本の集団的自衛権行使につながる危険がある。

③ 政府は、ホルムズ海峡に機雷が敷設されて封鎖された場合、集団的自衛権の行使として機雷掃海ができるとしているが、戦闘中の機雷掃海自体が国際法では戦闘行為とされており、攻撃を誘発する恐れがある。

(3) 自衛隊員の生命・身体の危険性

「調査・研究」を根拠に派遣された場合の武器使用権限は、自衛隊法第95条の「武器等防護のための武器使用」となるが、その場合の武器使用は、厳格な4要件で限定されており、危険な船が接近した場合の停船射撃ができないことから、防衛省内からも「法的に丸腰に近い状態」との声が出ており、派遣される自衛隊員の生命・身体を危険に晒すことになる。

3 結論

以上のように、今回行おうとしている自衛隊の中東派遣の閣議決定は、憲法9条の平和主義、民主主義に違反する違憲なものであり、憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負う防衛大臣として、違憲の命令を出すことのないよう求めるものである。

以上